



二 地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十八号）

附則第四十六条第一項第一号	七十三万二千二百八十円	七十三万二千二百八十円に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十六条第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十七条第一項第一号	七十三万二千二百八十円	七十三万二千二百八十円に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十七条第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十八条第一項各号列記以外の部分	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十八条第一項第一号	加えた額	加えた額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十八条第一項第二号	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十八条第二項第一号	加えた額	加えた額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十八条第二項第四号	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第四十八条第三項	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
附則第五十一条第一号	加えた金額	加えた金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
附則第五十三条	百分の一に相当する額	百分の一に相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第五十三条	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
附則第五十四条第一項	十四万九千六百元	十五万六百元
	二十六万八千八百円	二十六万三千六百元
附則第六十一条第一項第一号	七十三万二千二百八十円	七十三万二千二百八十円に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第六十一条第一項第二号	乗じて得た額	乗じて得た額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第六十三条第一項第一号	加えた額	加えた額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第六十三条第一項第三号	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第六十三条第二項	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
附則第七十二条第一項第一号	加えた額	加えた額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第七十二条第一項第三号	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
附則第七十二条第二項	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
第四十条	百五万二千元	百五万九千四百円
第四十一条第一項第二号イ	三万六千五百六十四円	三万六千五百六十四円に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十一条第一項第二号ロ	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十一条第二項	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
第四十二条第一項第二号イ	三万六千五百六十四円	三万六千五百六十四円に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十二条第一項第二号ロ	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十二条第二項第二号イ	三万六千五百六十四円	三万六千五百六十四円に一・〇〇七を乗じて得た額

第四十二條第二項第二号ロ	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十三條第二号イ	七十三万二千二百八十円	七十三万二千二百八十円に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十三條第二号ロ	乗じて得た額	乗じて得た額に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十四條第一項第一号	百二十八万七千円	百二十九万六千円
第四十四條第一項第二号	百五万二千元	百五万九千四百円
第四十四條第一項第三号	七十八万円	七十八万五千五百円
第四十四條第二項第一号	五百十二万三千元	五百十五万八千九百円
第四十四條第二項第二号	三百三十四万二千元	三百三十六万五千四百円
第四十四條第二項第三号	二百三十一万八千元	二百三十三万四千二百円
第四十四條第三項第一号	二十万八千八百円	二十万三千二百円
第四十四條第三項第二号	一万四千四百円	一万四千五百円
第四十五條第一項第二号イ	十三万七千元	六万五千四百円
第四十五條第一項第二号ロ	三万六千五百六十四円	三万六千五百六十四円に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十五條第一項第二号ハ	相当する額	相当する額に一・〇〇七を乗じて得た額
第四十五條第三項	相当する金額	相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額
第四十六條第一項	七万四千八百円	七万五千三百円
第四十七條	二十二万四千四百円	二十二万六千円
第四十九條第二項	七十八万円	七十八万五千五百円
第四十九條第二項	百八十一万七千円	百八十二万九千七百円
第四十九條第三項	百六十九万三千九百円	百七十五万五千八百円
第五十六條第一項	一万四千四百円	一万四千五百円
第五十六條第二項	六万四千九百円	六万五千四百円
第五十六條第二項	一万五千九百八十二円	一万六千九百四十四円
第六十三條第一項	百五万二千元	百五万九千四百円
第六十三條第一項	百分の二五・三	百分の二六・二
第六十三條第二項	百分の二二・六	百分の二三・五
第六十三條第二項	百分の二五・三	百分の二六・二
第六十三條第二項	掲げる額	掲げる額に一・〇〇七を乗じて得た額

(傷病補償年金等との調整のための障害共済年金等の支給停止額の改定)

第三条 平成七年四月分以後の月分の共済法第九十五条に規定する公務等による障害共済年金(平成五年十二月以前の組合員期間があるものに限る。)については同条の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による障害共済年金の算定の基礎となつた平均給料月額に十二を乗じて得た額の百分の二十(その受給権者の共済法第八十七条第二項に規定する公務等傷病による障害の程度が共済法第八十四条第二項に規定する障害等級の一般に該当する場合にあつては、百分の三十)に相当する金額(共済法第九十条第二項の規定によりその額が算定される障害共済年金のうち地方公務員等共済組合法施行令(昭和三十七年政令第三百五十二号)第二十五条の十三第一項に規定する場合に該当するものにあつては、当該金額に同条第二項に規定する金額を加えた金額に相当する金額)に一・〇〇七を乗じて得た金額とする。

2 平成七年四月分以後の月分の共済法第九十九条の二第二項に規定する公務等による遺族共済年金(平成五年十二月以前の組合員期間があるものに限る。)については共済法第九十九条の八の規定により支給を停止する金額は、当該公務等による遺族共済年金の算定の基礎となつた平均給料月額の千分の三・三七五に相当する額に三百を乗じて得た額に相当する金額に一・〇〇七を乗じて得た金額とする。

3 平成七年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十八条第一項に規定する公務による障害年金について昭和六十年改正法附則第四十一条第一項の規定により支給を停止する金額は、同項各号に掲げる者の区分により、当該公務による障害年金の算定の基礎となつた給料年額に一・〇〇七を乗じて得た額に相当する金額とする。

4 組合員期間が十年を超える者に支給する平成七年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第四十八条第二項に規定する公務によらない障害年金について昭和六十年改正法附則第一百一条第二項の規定により支給を停止する金額は、同項各号に掲げる者の区分により、当該公務によらない障害年金の算定の基礎となった給料年額に一・〇〇七を乗じて得た額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

5 平成七年四月分以後の月分の昭和六十年改正法附則第一百二十二条第一項に規定する遺族年金について同項の規定により支給を停止する金額は、当該遺族年金の算定の基礎となった給料年額に一・〇〇七を乗じて得た額の百分の二十に相当する金額とする。

(更新組合員等であった者で七十歳以上のものが受ける退職年金等の額の改定の特例)

第四条 平成七年四月分以後の月分の旧共済法による年金である給付については、昭和六十年改正法附則第九十八条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により読み替えられた昭和六十年改正法附則第九十六条に規定する政令で定める率は、百分の二十二・九とする。

(地方議会議員共済会の年金の額の改定)

第五条 地方議会議員(共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員をいう。以下この項において同じ。)であつた者に係る共済法第十一章の規定による退職年金、公務傷病年金及び遺族年金のうち平成六年五月三十一日以前の退職(在職中死亡の場合の死亡を含む。以下この項において同じ。)に係る年金については、平成七年四月分以後、その額を、その者が引き続き平成六年六月一日まで当該退職に係る地方公共団体(当該地方公共団体が廃置分合により消滅した場合は、当該地方公共団体の権利義務を承継した地方公共団体)に地方議会議員として在職していたとしたならば同年六月分として受けることとなる地方自治法の一部を改正する法律(平成二十年法律第六十九号)附則第二条第一項の規定による改正前の共済法第六十六条第二項に規定する地方議会議員の報酬の額(次項において「報酬額」という。)に係る標準報酬月額に十二を乗じて得た額を共済法第六十一条第二項に規定する標準報酬年額(共済法第六十二条第二項の規定により当該標準報酬年額とみなされる額を含む。)とみなし、同章又は地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法(昭和三十七年法律第五十三号。次項において「施行法」という。)第十三章の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の標準報酬月額、平成六年六月一日において適用されていた共済法第五十一条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額とし、当該標準報酬月額が、前項に規定する者の同項に規定する退職に係る地方公共団体の昭和三十七年十二月一日における報酬額(当該地方公共団体が同日後における廃置分合により新たに設置された地方公共団体である場合にあっては、当該地方公共団体が新たに設置された日以後最初に定められた当該地方公共団体の報酬額とし、その額が同年十二月一日において当該地方公共団体の地域の属していた関係地方公共団体の報酬額のうち最も多い額を超えるときは、当該最も多い額とする。)に係る同条第一項に規定する地方議会議員共済会の定款で定める標準報酬月額(その額が、同項第一号に規定する都道府県議会議員共済会、同項第二号に規定する市議会議員共済会又は同項第三号に規定する町村議会議員共済会の区分ごとに八万円、三万円又は二万円に満たないときは、それぞれ八万円、三万円又は二万円とし、施行法第四十条第二項の規定の適用を受ける者については、その者の同日における報酬額に係る標準報酬月額として自治省令で定める額とする。)に四・八を乗じて得た額を超えるときは、その額とする。

3 前二項の規定により年金額を改定した場合において、改定後の年金額が従前の年金額より少ないときは、従前の年金額をもって改定年金額とする。

(平成十年度における年金等の額の改定)

第六条 平成十年四月分以後の月分(平成十一年三月分までの月分に限る。)の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付に対する前各条の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一条の表第一号	当該額に一・〇〇七を乗じて得た額	当該額に一・〇二五を乗じて得た額とし、平成六年十二月以前の組合員期間があるとき(平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。)	当該額に一・〇一八を乗じて得た額とし、平成七年十二月以前の組合員期間があるとき(平成六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。)	当該額に一・〇一九を乗じて得た額とし、平成八年十二月以前の組合員期間があるとき(平成七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。)	当該額に一・〇一八を乗じて得た額とする。
二十二万六千円	二十万三千円	二十万三千円	二十万三千円	二十万三千円	二十万三千円
七万五千三百円	七万六千七百円	七万六千七百円	七万六千七百円	七万六千七百円	七万六千七百円
五十八万九千九百円	五十九万九千九百円	五十九万九千九百円	五十九万九千九百円	五十九万九千九百円	五十九万九千九百円
四百十七万七千円	四百二十五万七千七百円	四百二十五万七千七百円	四百二十五万七千七百円	四百二十五万七千七百円	四百二十五万七千七百円
二百五十七万九千九百円	二百六十二万六千六百円	二百六十二万六千六百円	二百六十二万六千六百円	二百六十二万六千六百円	二百六十二万六千六百円
二百三十三万四千二百円	二百三十七万六千円	二百三十七万六千円	二百三十七万六千円	二百三十七万六千円	二百三十七万六千円
百四万四千三百円	百六万二千九百円	百六万二千九百円	百六万二千九百円	百六万二千九百円	百六万二千九百円
相当する金額に一・〇〇七	相当する金額に一・〇二五	相当する金額に一・〇二五	相当する金額に一・〇二五	相当する金額に一・〇二五	相当する金額に一・〇二五
乗じて得た額に一・〇〇七	乗じて得た額に一・〇二五	乗じて得た額に一・〇二五	乗じて得た額に一・〇二五	乗じて得た額に一・〇二五	乗じて得た額に一・〇二五
一・〇〇七	一・〇二五	一・〇二五	一・〇二五	一・〇二五	一・〇二五
三万三千三百円	三万三千九百円	三万三千九百円	三万三千九百円	三万三千九百円	三万三千九百円
六万六千七百円	六万七千九百円	六万七千九百円	六万七千九百円	六万七千九百円	六万七千九百円
十万九百円	十万九千九百円	十万九千九百円	十万九千九百円	十万九千九百円	十万九千九百円
十三万三千四百円	十三万五千八百円	十三万五千八百円	十三万五千八百円	十三万五千八百円	十三万五千八百円

第一条の表第二号

第二条の表第一号	十六万六千八百円 一・〇〇七 十五万六千四百円 二十六万三千六百円 百五万九千四百円 一・〇〇七 百二十九万六千円 七十八万五千五百円 五百十五万八千九百円 三百三十六万五千四百円 二百三十三万四千二百円 二十万三千二百円 一万四千五百円 六万五千四百円 十三万八千円 七万五千三百円 二十二万六千円 百八十二万九千七百円 百七十五万五千八百円 一万六千九百四十四円 百分の二六・二 百分の二三・五	十六万九千七百円 一・〇二五 十五万三千三百円 二十六万八千三百円 百七万八千三百円 一・〇二五 百三十一万九千二百円 七十九万九千五百円 五百二十五万千円 三百四十二万五千六百円 二百三十七万六千円 二十万六千八百円 一万四千八百円 六万六千五百円 十四万四千円 七万六千七百円 二十三万円 百八十六万二千四百円 百七十三万六千二百円 一万六千三百八十二円 百分の二八・四 百分の二五・七
第三条第一項	平成五年十二月 一・〇〇七	平成八年十二月 一・〇二五（平成五年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成六年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇一八とし、平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成七年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇一九とし、平成七年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金にあつては一・〇一八とする。）
第三条第二項	平成五年十二月 一・〇〇七	平成八年十二月 一・〇二五（平成五年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成六年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇一八とし、平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成七年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇一九とし、平成七年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあつては一・〇一八とする。）
第三条第三項から第五項まで	一・〇〇七	一・〇二五
第四条	百分の二二・九	百分の二五・一
前条第一項	平成六年五月三十一日	平成九年五月三十一日
前条第二項	平成六年六月一日	平成九年六月一日
前条第二項 （平成十一年度における年金等の額の改定）	平成六年六月一日	平成九年六月一日
第七条 平成十一年四月分以後の月分の共済法による年金である給付及び旧共済法による年金である給付に対する第一条から第五条までの規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。	第一条の表第一号 、当該額に一・〇〇七を乗じて得た額	当該額に一・〇三一を乗じて得た額とし、平成六年十二月以前の組合員期間があるとき（平成五年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）は当該額に一・〇二四を乗じて得た額とし、平成七年十二月以前の組合員期間があるとき（平成六年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）は当該額に一・〇二五を乗じて得た額とし、平成八年十二月以前の組合員期間があるとき（平成

第一条の表第二号	二十二万六千円 七万五千三百円 五十八万九千九百円 四百七十七万七千円 四百七十七万九千九百円 二百三十三万四千二百円 百四万四千三百円 相当する金額に一・〇〇七 乗じて得た額に一・〇〇七	七年十二月以前の組合員期間があるときを除く。は当該額に一・〇二四を乗じて得た額とし、平成九年十二月以前の組合員期間があるとき（平成八年十二月以前の組合員期間があるときを除く。）は当該額に一・〇〇六を乗じて得た額とする。
第一条の表第二号	一・〇〇七 三万三千三百円 六万六千七百円 十万円 十三万三千四百円 十六万六千八百円 一・〇〇七 十五万六千円 二十六万三千六百円 百五万九千四百円 一・〇〇七	一・〇三一 三万四千四百円 六万八千三百円 十万二千五百円 十三万六千六百円 十七万七千円 一・〇三一 十五万四千二百円 二十六万九千九百円 百八万四千六百円 一・〇三一
第二条の表第一号	一・〇〇七 百二十九万六千円 七十八万五千五百円 五百十五万八千九百円 三百三十六万五千四百円 二百三十三万四千二百円 二十万三千二百円 一万四千五百円 六万五千四百円 十三万八千円 七万五千三百円 二十二万六千円 百八十二万九千七百円 百七十五万五千八百円 一万六千九百四十四円 百分の二六・二 百分の二六・五	一・〇三一 百三十二万六千九百円 八十万四千二百円 五百二十八万九千九百円 三百四十四万五千六百円 二百三十八万九千九百円 二十万八千八百円 一万四千八百円 六万六千九百円 十四万二千二百円 七万七千七百円 二十三万四千四百円 百八十七万三千三百円 百七十四万六千四百円 一万六千四百七十七円 百分の二九・二 百分の二六・五
第三条第一項	一・〇〇七 平成五年十二月	一・〇三一（平成五年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成六年十二月以前の組合員期間があるものに限り。）にあつては一・〇二四とし、平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成七年十二月以前の組合員期間があるものに限り。）にあつては一・〇二五とし、平成七年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成八年十二月以前の組合員期間があるものに限り。）にあつては一・〇二四とし、平成八年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による障害共済年金（平成九年十二月以前の組合員期間があるものに限り。）にあつては一・〇〇六とする。）

第三条第二項	平成五年十二月 一・〇〇七	平成九年十二月
第三条第三項から第五項まで	一・〇〇七	平成九年十二月 一・〇三一（平成五年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成六年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇二四とし、平成六年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成七年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇二五とし、平成七年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金（平成八年十二月以前の組合員期間があるものに限る。）にあつては一・〇二四とし、平成八年十二月以前の組合員期間がない当該公務等による遺族共済年金にあつては一・〇〇六とする。）
第四条	百分の二十二・九	一・〇三一
第五条第一項	平成六年五月三十一日	百分の二十五・八
	平成六年六月一日	平成十年五月三十一日
	平成六年六月一日	平成十年六月一日
第五条第二項	平成六年六月一日	平成十年六月一日
	四・八	四・九

## 附 則 抄

## (施行期日)

第一条 この政令は、平成七年四月一日から施行する。

(平成二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令の適用関係)

第四条 平成二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定に関する政令（平成二年政令第八十三号）第五条及び第九条（同令第五条の規定による年金の額の改定に係る部分に限る。）の規定は、平成七年四月分以後の月分の共済法による年金である給付については、適用しない。

附 則（平成一〇年三月二十五日政令第五三号）

この政令は、平成十年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年三月二十六日政令第七六号）

この政令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年八月二〇日政令第二五四号）抄

## (施行期日)

第一条 この政令は、地方自治法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成二十年九月一日）から施行する。